**平成２４年（フ）第６５号**
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87　県営住宅12棟101号
債務者　白石ひろみ
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２４年（フ）第１２６８号**
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番３―906号
債務者　三好由香理
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７８３号**
札幌市北区北23条西３丁目１番10―407号
債務者　有田　孝法
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７８４号**
札幌市北区北23条西３丁目２番37―406号
債務者　有田　楠代
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８３８号**
札幌市東区北32条東８丁目２番26号
債務者　近藤　達男
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９２４号**
札幌市豊平区水車町４丁目２番15号　サンクリスタル水車町202号
債務者　平崎　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１０号**
北海道苫前郡羽幌町栄町93番地の12　栄町夕陽ヶ丘団地２号棟Ｃ―505
債務者　藤井　憂治
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２４年（フ）第２９９号**
埼玉県東松山市六軒町19番地15　ハイツカメリア201号
債務者　笠石　秀美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第３９８号**
神奈川県厚木市酒井2525番地
債務者　佐藤　直樹（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第４９９号**
神奈川県秦野市堀西471番地　サンフォレスト沼代Ｄ101号
債務者　古賀　美鈴（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第３３６号**
静岡県裾野市岩波42番地　コンフォートヒルＡ―301、前住所静岡県裾野市深良1665番地上原団地４
債務者　菅原　菊江
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第２８号**
京都府船井郡京丹波町鎌谷中堂坂４番地
債務者　山田　修司
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２４年（フ）第３２号**
京都府南丹市園部町小山西町油縄手12番地６
債務者　高橋　邦和
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２４年（フ）第２９号**
京都府舞鶴市字浜945番地
債務者　青木　作三
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２４年（フ）第３０号**
京都府舞鶴市字浜945番地
債務者　青木　太一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２４年（フ）第３１５７号**
大阪府茨木市中河原町12―12　福山通運社宅１号棟―401号、住民票上の住所山梨県甲州市勝沼町菱山1111番地
債務者　三森　重明
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３６２２号**
大阪市西区九条南４丁目４―12、外国人登録原票上の住所大阪市生野区巽中１丁目４番10号　柴田マンションＣ棟105号室
債務者　大島廣樹こと　郭　　廣樹
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部